

地方分権に伴う

国の道路占用関係通達の取扱いについて

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

大野君おはよう。

大野係員

あ、坂上さん。おはようございます。

坂上係員

あら、珍しく何か読んでいるみたいだけど、
どうかしたの？

大野係員

僕だって文書くらい読みますよ。今日、本局の方から占用に関する通達が届いたから読んでたんです。それでちよつと疑問に思ったんですけど、この通達は都道府県にも送られてるんですけど、そこには「各都道府県には参考までに送付します」と書いてあるんです。どうして、都道府県には参考送付なんですか？「通達って国が法令の解釈や運用を定めたものであって、地方公共団体は守らなければならないものではな

いんですか？

坂上係員

ああ、それは地方分権の話になるのよ。道路
占用業務は各都道府県や市町村の道路管理者と
関わることも多い業務だから、いい機会だし大
野君ちよつと調べてみたら？

大野係員

そうですね。調べてみます。

坂上係員

どう？ 何かわかった？

大野係員

えっと、地方分権の話ですから、やはり、平
成一二年四月一日から施行された地方分権一括
法に関わることでしょいか。

坂上係員

そうですね。この地方分権一括法は、地方公共団
体の事務に関する記述のある法律のうち、地方
分権の主旨から改正が必要な法律の改正部分
を、一本の法律として改正したもののよね。この
改正で大きく見直された点はどこだったかし
ら？

大野係員

国の機関委任事務を廃止して、地方公共団
体の事務は法定受託事務と自治事務に再編成され
たことでしょうか。

坂上係員

そのとおりね。これによって、国に包括的指
揮監督権を認めた機関委任事務制度が廃止され
て、地方公共団体の事務は、国が本来果たすべ
き事務を対等な立場で地方公共団体に委託する
法定受託事務と、それ以外の自治事務に再編成
されたのよね。

大野係員

このことが、国の通達の取扱いと関係してく
るんですか？

坂上係員

ええ、この国の包括的指揮監督権を伴う機関
委任事務の廃止に際して、地方公共団体に対す
る国の関与の抜本的見直しが行われたのよ。こ
れによって地方公共団体に対する国の関与は、
法律又は政令に基づくものでなければ地方公共

団体を拘束することはないとされたの（地方自治法第二百四十五條の二（資料1参照）。つまり、たとえ法律の解釈や運用についての通達であっても、法律や政令で規定されていないかぎり、原則として地方公共団体を拘束することはなくて、客観的に妥当な行いを促したり、そのために必要な事柄を示したりするような一般的な技術的助言という扱いになるのよ（資料2参照）。

大野係員

なるほど。だから参考送付なんですね。でも、例えば、指定区間外の国道の道路管理者は各都道府県になりますよね。そうすると、国道であっても、指定区間外だと国の通達は一切効力を持たないってことなんですか？

坂上係員

いいところに気付いたわね。さつき、地方公共団体の事務は、法定受託事務と自治事務に再編成されたと言ったわよね。国の通達の扱いは、法定受託事務と自治事務で若干異なっているのよ。法定受託事務に対しては自治事務と違って、国は地方公共団体が事務処理を行う際の法令の具体的な解釈や運用としての「処理基準」を定めることができ、原則として地方公共団体はそれに従わなければならないということになってるのよ。ただ、あくまでも必要最低限の範囲で、

地方公共団体の自主性を尊重して定めなければならぬだけだね（地方自治法第二百四十五條の九（資料3参照）。これで大野君の言った指定区間外国道の道路管理者としての事務についてもわかったわよね？

大野係員

あ、わかりました。そう言えば道路法に基づいた事務の場合、その区分は道路法第九七條（資料4参照）に定めてあるんですね。指定区間外国道の道路管理者としての事務はたしか法定受託事務にあたるんですね。だから必要最低限の範囲で「処理基準」を国が定めることができるんですね。ところでこの「処理基準」は具体的にどう定められているんですか？

坂上係員

それについては、平成一三年二月二一日付け通知で従来の通達等のうち処理基準とするものを定めているわよ（資料5参照）。

渡邊課長

二人ともよく勉強してるようだね。ちょっとわかりにくいけど、整理すると、地方公共団体の事務のうち、自治事務に分類されるものに対しては、国の通達は全て技術的助言ということだね。また、法定受託事務に分類されるものに対しては、「処理基準」に定められている通達等は地方公共団体に拘束力を持ち、それ以外は

技術的助言ということになるね。ただし、この「処理基準」の中に道路占用に関する通達は含まれていないから、道路占用関係通達に関しては、結局地方公共団体に対しては全て技術的助言という取扱いになるね。道路占用の事務は地方公共団体の道路管理者とも色々と連携していく機会が多いだろうから、二人ともこのことはよく頭に入れておくといいよ。

坂上係員・大野係員

はい、わかりました。

（トお昼休憩のチャイム）

坂上係員

さあお昼ね。近くに美味しいパスタ屋さんがあったみたいなんだけど、大野君行かない？

大野係員

あ、すみません。今、新しいゲームをかうために節約中なんです。だから、お昼は簡単に済ませてるんですよ。

坂上係員

大野君、まだゲームに夢中なの？ そんなことだからいい歳して、彼女もできないのよ。

大野係員

何言ってるんですか、坂上さん。僕がどんな趣味を持ったって、僕の勝手じゃないですか！

坂上係員

（あら、ずいぶん怒っちゃったわね）

単なる技術的助言よ。

大野係員

……。

(この号終わり)

資料 1

地方自治法第二百四十五条の二

普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

資料 2

地方自治法第二百四十五条の四

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2、3 略

資料 3

地方自治法第二四五条の九

各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

2、4 略

5 第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

資料 4

道路法第九十七条

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

一 この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次項において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、以下、略

2 略

二、四 略

資料 5

平成十三年二月二十一日国道政第八号

道路局長通知（抄）

1 処理基準の策定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九の規定に基づき、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第九十七条第一項において都道府県又は指定市等が第一号法定受託事務として行うこととされた指定区間外国道の管理等の事務につき、道路の構造強度や道路標識の案内内容等に関して一般国道に係る一定の水準を確保するため都道府県又は指定市等が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を（別紙）のように定めたので、今後の法定受託事務の処理に当たっては、当該基準に拠ることとされたい。

2 従前の通達等の取扱いについて

上記1により処理基準として定めた以外の通達等については、文言のいかんにかかわらず、地方自治法第二四五条の四の規定に基づく技術的助言として取り扱っているところである。
なお、これらの通達のうち、法例に基づかない関与又は義務づけ等の規定があるものについては、当該部分の効力は失効しており、普通地方公共団体を拘束するものではないので、ご了解願いたい。